NPO あやめ通信
第38号（通巻89号）
2015年（平成27年）10月1日発行
特定非営利活動法人あやめ会
（川崎市精神保健福祉家族会連合会）
発行責任者　　山本　泰彦
TEL/FAX　044―813―4555

平成28年度に向けた
川崎市長への要望活動

あやめ会副理事長　清水　信

本年も川崎市長への要望活動を行いました。各単会等からの要望等を基本に、以下のような要望事項を取りまとめ、市議会各会派への説明を経て、８月１１日に要望書を市当局へ提出しました。各会派との懇談会、市当局への説明に際し、多くの会員の参加を得て、精神障がい者を抱える家族の切実な思いを訴えていただきました。これにより当事者とその家族を取り巻く厳しい現状と、改善に向けた諸課題につき、行政及び議会の関係者に充分、理解して頂けたと思っております。念願の重度障害者医療費助成の適用が、またバスの無料化の実現など、この様に我々の要望が徐々に実現していますが、今なお、障がい者間の格差は依然とし大きく、重度障がい者の医療費助成適用範囲の拡充等、種々の課題が存在しております。また昨年の当市内精神障がい者向けグループホームの立地に対しての反対運動に見られるように精神障がい者に対する差別・偏見が今なお存在しています。一昨年の障害者権利条約や障害者差別解消法等の趣旨に則り、差別・偏見を無くすための、官民一体となった啓発活動の取り組みを強力に推進することを求めます。
今年も諸々の状況を勘案し、以下の要望を行いました。

Ⅰ．主要な要望事項

１．　在宅の当事者を対象にした訪問支援や家族への総合支援などの訪問型福祉サービを充実させてください。また、ひきこもり状態にある当事者を医療に繋げることができるよう支 援してください。（継続）

２．地域移行・地域定着支援を進めるため、退院に向けた必要な相談支援の充実、退院後の生活訓練支援（宿泊型自立訓練施設の拡充を含む）や生活支援・介護サービスの給付等の充実をお願いします。また、居住面の受け皿となるグループホーム等の増設及びそれら施

設の運営に対する各種助成措置の継続、並びに市営住宅の優先的な入居、賃貸アパートの家賃補助への配慮をお願いします。（継続）

３．障害者差別解消法の施行を控え、精神障がいに対する差別・偏見をなくすために、啓発活動のさらなる推進を図ると共に、学校教育における当該学習の実施及び教職員への精神医療保健の研修等をさらに推進してください。（継続、新規）

Ⅱ．その他の要望事項

１．重度障害者医療費助成の助成対象に入院医療費も加えてください。さらに、手帳２級所持者には、精神科通院医療費に限り無料化を検討してください。（継続）

２．精神科医療について、①救急医療体制の拡充及びその仕組みに関する情報提供、②精神障がい者が身体疾患を合併する場合の医療機関へのスムーズな受入れ体制の改善、③自立支援医療における指定医療機関の複数化、④精神科医療の受診者に対する定期健康診査受診の徹底指導、に関して医療機関等とも協議の上、適切な対応をお願いします。
（継続、新規）

３．各区の保健福祉センター及び相談支援センターについて、職員数の増員と実務経験者の配置をお願いします。（継続）

４．在宅の当事者への訪問医療及びその家族も対象とする生活の総合支援を行う包括型地域生活支援プロジェクト（ＡＣＴ）の創設をお願いします。（継続）

５．ＪＲ及び私鉄、有料道路等の割引を適用してください。（継続）

６．入院医療援護金を増額してください。（継続）

７．自立支援医療及び障害者手帳の更新期間を是正すると共に、自立支援医療の申請・更新に必要な診断書料を無料化あるいは助成をしてください。また、これら申請書類の簡素化をさらに進めてください。（継続）

８．障害者年金についての申請要件の緩和、無年金障害者をなくすための特別障害給付金の支給範囲の拡大、障害基礎年金支給額の改善について、国などへ働きかけをお願いします。また、申請書類の簡素化及び申請書に係る診断書料の助成をしてください。（継続）

９．当事者が不安定な症状にある時、また、家族が休息を取りたい時など、当事者や家族が安心してショートステーができ、医療面のサポートも可能な施設や仕組みを整備してくだ

さい。（継続）

１０．精神障がい者の雇用を義務化する動きの中で、当事者の就労機会の拡大を図ってください。また、市の障害者向け雇用施策の対象に精神障がい者を加えてください。（継続）

１１．家族会活動への支援や行政・家族会との連携の観点から、各区精神障がい担当職員の出席のもと、毎年複数回の家族教室の開催や福祉サービス等に関する意見交換・情報提供の機会を設けるようお願いしますと共に、定例会等には区役所の会議室等を定例的に利用できるよう配慮をお願いします。（継続、新規）

１２．あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託を継続してください。（継続）

・平成 28 年度に向けた川崎市市議会への要望活動ヒヤリング

自民党　7 月 16 日（木）11:15～11:55 第２庁舎６階　605
民主　　7 月 17 日（金）15:00～15:45 第２庁舎５階　503
みらい
公明党　7 月 23 日（木）13:00～13:45 第２庁舎６階　602
共産党　7 月 23 日（木）15:00～15:45 第２庁舎６階　603

・平成 28 年度に向けた川崎市への要望活動ヒヤリングと提出

川崎市　8 月 11 日（火）15:00～16:30 ソリッドスクェア西館　10 階

聖マリアンナ医大病院の

精神保健指定医資格の不正取得問題について

理事長　山本泰彦

ご承知のとおり、聖マリアンナ医科大学病院（以下「同病院」）にて精神保健指定医（以下「指定医」）資格の不正取得問題が生じました。同病院は川崎市宮前区に所在し、当会の多くの会員が利用する精神病床を有する基幹的な総合病院です。その病院で、このような問題が発生したのは由々しきことです。そもそも指定医とは、精神障がい者の入院や行動制限を判定できる権限を有する、法律に基づく審査を経て指定される医師です。その資格の不正取得事案は、精神障がい者の人権を蔑（ないがし）ろにした、極めて遺憾な出来事と言わなくてはなりません。他方、私共、精神科医療の利用者としては、同病院が一日も早く信頼を回復し、従前同様に安心して医療が受けられる状況に復帰することを望んでおり、川崎市（以下「市」）及び同病院に対して、早急かつ適切な対応を求めております。

ついては、会員の中から、当該事案を憂えると共に、その経過や調査結果、地域精神科医療体制の確保等について状況説明を求める声が出てきましたので、当会は、それに応えて市に対してその事実関係と今後の対応振りについて、状況説明を求める申し入れをいたしました（６月６日付、市精神保健課長あて、「聖マリアンナ医大病院に関する精神保健指定医不正取得問題の経緯及び今後の対応に関する状況説明のお願い」文書を送付）。

早速、市精神保健課の協力を得て、７月２１日に説明会を開催し、本事案の経過及び対応について、同課から説明を受けることとなりました。説明会には当会会員のほか、多摩・麻生区の地活などからも関係者が出席され、本事案の関心の高さを示していました。市から経過の概略について、以下のとおり説明されました。

・２月１３日、厚労省から市へ、同病院の指定医申請に不正の疑義があるため、事実確認のための資料提出の協力依頼があり、市は直ちに同病院に対して事実確認の資料提出を求めました。

・さらに厚労省から市へ、同病院からの報告書及び診療録に基づく事実確認及び該当医師に対する聴聞の実施についての通知が発効されたので、市は３月２４日、同病院へ立入検査を実施し、行政指定医（市所属）による診療録等の確認及び入院患者の診察、診療内容や処遇の点検を行うと共に、同病院に対し、市民への診療等に影響がないように診療体制の確保を求めました。

・その後厚労省は、４月１５日に医道審議会精神保健指定医資格審査部会を開催し、同病院に勤務していた指定医２０名に対して、指定医資格の取消処分を決定し、同日、その旨を公表しました。

・さらに、６月１７日にも、厚労省は同審査部会を開催し、新たに医師３名の指定医取消処分を決定し、既処分を加えて処分該当医師は計２３名となりました。

次に市の対応項目及びその対応状況の概略について、以下のとおり説明されました。

・市内の精神科救急医療の維持について
同病院が、取消処分以降、救急医療のための指定医派遣や措置入院の受入れを実施していない状況について、神奈川県・横浜市・相模原市の精神科救急医療所管課へ説明をと、県下の救急医療体制確保の協力要請をすると共に、神奈川県精神科病院協会を通じて、県内精神科病院に対し、精神科救急患者の受入れ、指定医派遣についての協力依頼を行い、県下の精神科救急医療の維持に対処している。

・市内の診療提供体制の確保について
同病院では処分該当医師による診察の自粛により、診療体制を縮小しており、一定期間、川崎市医師会及び神奈川県精神科病院協会、川崎市精神科医会等の関係団体に対し、受診希望者の受入れを協力依頼している。

・処分該当医師が行った精神保健診療の妥当性の確認結果について
処分該当医師２０名の指定医のうち、１２名が過去５年間に措置入院等の要否判定に係る診察４２件に関与していたことから、その診察の妥当性について、市精神保健福祉センター及び市精神保健課職員３名の立会いの下で、市所属の行政指定医２名及び非常勤指定医２名により確認を行った。確認の方法は処分該当医師作成の診断書等全件を確認し、その結果、４２件に係る医療行為や診療内容については法の基準に基づき妥当な判定であったことが確認された。なお、６月１９日付で追加取消処分を受けた医師３名が判定に関与した診察についても、引き続き、その妥当性について確認を行う予定である。

・その他
今後、同様の事案が再発しないよう、指定医が担っている役割や指導医の役割等について、院内で周知徹底を図るよう、市内精神科病院に通知をすると共に、処分該当医師による入院患者の行動制限の判断についても、市内精神科病院への定期的な実地指導の折に診療録の確認を予定している。

以上、市からの説明の後、引き続き質疑応答が行われ、指定医審査のあり方、処分該当医師のその後の診察行為、同病院の精神科診療体制の状況、市内の他精神科病院の協力対応と他病院診療への影響等について質問が出されました。それらに対し市担当課から丁寧な追加説明がなされ、指定医の役割と重要性についての理解が深まった説明会となりました。

なお、その後の報道によれば、８月６日に、同病院は、神経精神科部長・教授を諭旨退職とすると共に、処分該当医師２６名のうち、退職した１１名を除く１５名を対象に、休職や戒告等の学内処分を決定しています。部長・教授は直接関与していないが、監督責任を問われたものです。

指定医は、精神保健福祉法上、措置入院や医療保護入院などの、患者の入院や身体的拘束を含む行動制限を行うことが許される資格を有する医師です。厳しい資格審査を経てはじめて取得できるもので、この法律に規定された指定医制度により精神障がい者の人権が守られていると言えます。今回のような資格不正取得事案が二度と起こらないように厳正な資格審査が行われると共に、医療機関や精神科医自らが、指定医の担っている役割の重要性について認識をさらに深め、周知徹底が図られることを求めます。

こすぎ会　「父親の会」からの報告です

こすぎ会　父親の会代表　田辺　忠広

こすぎ会に父親の会ができて早いもので４年になります。初めの１年は２～３人の日も多く、月に一度集まり近況報告をしたり、世間話をしたりで終わっていたのですが、現在では人数も毎回７～８人は集まるようになりました。また、内容も「みんなねっと」を使い病気や薬についての学習をとりいれ充実したものになっています。これはひとえに会の中に薬剤師さんがいらっしゃるからこそできることなのですが・・・。また、他の単会の方の参加が増えているのも大きな特徴でしょう。父親の会といいましても参加するのは父親だけではなく、夫であったり兄弟であったりします。また、時には女性の方の参加もあり、“垣根”は低くなっていますのでどこかで会の名称を変更しなければならない時が来るのかもしれません。

いつもは武蔵新城にある「窓の会」をお借りして行っているのですが、昨年の秋「多摩川でバーベキュー＆レクリエーション」という企画を立てました。ところが当日の朝になって急に雨が降り出してしまい、残念ながら場所を変更せざるを得ませんでした。緊急に連絡を回し、私の経営するレストランで「焼肉パーティー」を行うことにしたのですが、突然の変更にもかかわらず当事者６人を含む１４人が集まってくれました。買いすぎたかな、と思った食材もみんなで調理してみんなでワイワイ食べるといつもよりおいしく、無くなることの早いこと！残念ながら「レクリエーション」はできませんでしたが、ホットプレートでみんなの分まで肉や野菜を焼いたり、入ったことはないであろうレストランの厨房でフライパンを使って焼いたり、大人数の人たちに取り分け、配ったりと日常とはちょっと違う体験ができたのではないでしょうか。天候には恵まれませんでしたが、とても貴重な時間を過ごせたと思います。

他人の中に入り時間をともに過ごす、ともに行動する、共同作業をする、その中には病気の回復に有効なヒントがたくさんあると思います。家族だけで過ごしている時には味わえない緊張感があり、成功体験もできれば、失敗体験もできます。家庭の中で役割を持つことは大切ですが、他人の中で、社会の中で自分の役割を持つということには生きていくうえでの自信につながり「ひとりで生きているのではない。」ということを実感できるのではないでしょうか。他人の目が気になり外に出るのがつらかったり、他人との会話に自信が持てなかったりすることは、当事者の多くのみなさんが抱えている悩みだと思います。社会の人たちが皆、精神の病気に対して知識や理解があるわけではありません。そうした社会の中であっても自分らしく生活していくことはできるのだ、という自信を持ってもらいたいものです。そして、そういう「場」を家族会がもっと作れないものかと考えます。これからも、当事者の人たちと一緒になって活動できるような企画を考え、その病気の回復に少しでも役に立つことができればと思います。

最後になりますが「父親の会」の活動と関係はないのですが、本を一冊紹介させてください。それは「統合失調症のひろば」特集・家族ってなんだろう（日本評論社）という本です。2015 春号なのですが、家族として当事者とどのように接したらよいかヒントがたくさん詰まっています。

「家族への想い」を聴いて

こすぎ会　星野　ノリ

8月4日猛暑の中、じんかれん主催の講演会が県民センターで開催され聴きに行きました。
みんなねっとの理事　野村忠良氏（みんなネット事務局長・前東京都連会長・71 歳）の家族一人々の事が細かに講演された。
私は耳が悪いので、講演者の口元が良く見えるところと思い、一番前で聴きました。スピーカーを通しての声は真剣に聞いても言葉がはっきりせず、間違って聴いているかも分かりませんがお許しください。

当事者はお母様で、野村さんが生まれた時はすでに病気を持っていました。
姉二人妹一人、二女が赤ちゃんの時亡くなりそれが原因では？と思っている。
野村さんが3・4歳のころは、「父は病気を理解していなかったと思う」といっていた。
今迄出来ていたことが出来なくなり、夕食は作っても後片付けが出来ず父は疲れて帰るので、朝夕食の片付けをやっていた。洗濯や繕い物も出来ず、汚い物やよれよれの物を着ていた。
でも　これは病気と気が付き入院になった。入院間もなくとても良くなり入院費の事もあり（引越し等繰り返していたので凄い貧乏だった）医者はまだ退院は早い、もう少し入院をと言われたが退院した。直ぐに再発どうにもならなくなった。
父は国鉄マンでした。母の状態は良くなく、隣近所から怒鳴られ引越しを迫られ官舎にもいられず4回も転居した。

妻の為・子供達家族の為に真剣に働き家族会の事もやり、睡眠時間は２・３時間だったのではないでしょうか、其の為倒れ、脳死状態のまま息を引き取りました。母の為家族会を作り障害年金の制度や申請の方法の冊子を手作りで印刷し、会員に配るなど、当事者・家族会員の事も常に心配していた。とても尊敬できる父親でした。でも　若い自分にはやりきれない気持ちでいっぱいだった。

貧乏だったがなぜか家に偉人伝の分厚い本が 20 冊もあり、夢中で読みあさり少しでも知識を身に付けたかった。母は大学を進め大蔵省に入る事を望んでいた、予備校の模擬試験等うけ必死に勉強して大学を卒業した。姉は学費を稼ぐためキャバレーで働き、小さな喫茶店を経営するまでになり、好きな男性と同棲生活を送っていた。しかしキャバレーで働いて居た事がバレ、彼に殺され彼は自殺した。母の入院した病院で一人の女性と知り合い彼女も病気を持っていたがお付き合いを始めた。家族会の会長に相談したら結婚しない方が良いと言われ、会長が嫌いになり家族会を脱退し彼女と結婚した。生活に波は有ったが優しくお互い

に愛し合っていたが彼女を病魔が襲っていたことに気が付かず、気が付いたときは末期がんで手の施しようがなかった。
　家族を次々と失いましたが妹は良き伴侶に恵まれ、子供も二人あり今は幸せに暮らしております。

　５０歳を過ぎたころから父の偉大さを痛感し、家族会に入り滝野川学園に係わり知的障がいの人と向き合い１６年間暮らしました。
　誰でもが赤ちゃんのような純真な心を持っていると思う、赤ちゃんの様に接し話し合い、電話は何時でもかけてきていいよと云って、今困っている人、悲しんでいる人の相談にのっている。誰でも働きたいと思って居るが、社会は精神障がいを拒否している。残りの人生を父がやり残したことをやっていきたい。

　２時間の講演を聴き色々な家庭が有る事に考えさせられました。以前聴いた上森氏の家庭も凄かった。私は結婚するとき母から「上を見たら切りがないが自分よりもっと悪い人が居ると思えばどんなことでも我慢が出来る」と言う言葉だった。今当事者の息子と二人で口喧嘩をしたり、黙り込んだりと色々あるがまあ幸せだ。息子が病気になったお蔭でじんかれん・あやめ会と沢山の人の出会いがある。野村氏も今 71 歳で身軽になり生き生きと人生を全うして欲しい。
　私も見習って元気に過ごしたい。

「音楽療法とは」　窓の会

日本音楽療法学会認定音楽療法士　桜井　三月

今年度から久松春子先生に代わり、窓の会音楽教室を担当する桜井三月と申します。約10 年前に、音楽療法の実習生として参加させていただいた窓の会音楽教室に、こうして縁あって関わることが出来ることを嬉しく思います。音楽療法について、そして音楽教室の様子をお伝えできればと思います。

「音楽療法とは…音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること（日本音楽療法学会定義）」とあります。音楽をただ聴いて過ごしたり、ただ歌うだけでなく、その場に集う参加者の状態に合わせて、音楽療法士が目的を考えて音楽を処方しています。

例えば、自己表現、対人関係/社会性・生活の質の改善、自発性や積極性を深めること。音楽を通じた気分転換・ストレスの軽減やリラックス効果を図ること。他者の存在を意識しグループの一体感を感じることで孤独感を軽減すること、などです。

全体的な音楽療法の目標目的は上記に述べたものですが、今年度の具体的な目標としては「自己決定」を軸に置いています。

①音楽教室へ参加するために自宅から外へ出ることを決める。

②「歌う」「楽器を演奏する」「言葉でのコミュニケーション」や「テープを聴いての鑑賞」など、音楽教室での時間を過ごす。

③参加者自身が感情を含む行動（歌う/歌わない、話す/話さない、楽器を演奏する/しない、最後まで参加する/途中で帰る、リクエストを考えて伝えることなど）を自己決定し、自発的に参加すること。

これらの状況を見た上で曲の順番を考え、皆さんができるだけリラックスできる状態で進めています。その日によって天候が違い、体調も人それぞれです。その時々に合わせて出来るだけ無理のない同じようなテンションから始め、所々、盛り上がる曲に合わせてアクティブに音楽をする時もあります。その都度、皆さんで音楽を通して笑ったり、歌詞の意味を考えたり、楽器の特徴や音色について学んでいます。

窓の会音楽教室では歌唱・合奏・鑑賞（テープ、生演奏）・感想というプログラムで実施しています。各プログラムについてご紹介いたします。

歌唱自身の身体を響かせることで表現していきます。心身を開放し、緊張の緩和につながります。声を出し歌うことは呼吸の何倍も息を使い、呼吸を支える腹筋や背筋を十分に使うことになり、血液循環を促します。歌詞のメッセージ性により、気持ちを代弁し、自身の内に

ある世界と外の世界をむすびつけるきっかけになります。感動や共感、思い出と向き合うことにもなります。自分の好きな曲があるということは、素敵なことだという気持ちで毎回誰かしらが好きな曲をリクエストしてくださいます。その曲を皆さんで歌ったり聴いたりして共有します。

楽器集団のまとまり。歌唱とは違った筋肉を使用することにより、ボディイメージを深めます。セルフコントロールや自尊心など、楽器を演奏する達成感を通して深めています。森山直太郎の『さくら』や、唱歌の『埴生の宿』、流行ものの『Let it go』などの曲で合奏を行っています。一人では出来ない和音の響きを体験したり、全員で一つの曲を作り上げる楽しさは参加された方にしかわからない喜びです。

テープ鑑賞自分の好きな曲を皆さんに紹介し、それを皆さんで聴く時間をもっています。誰かの好きな曲を知ることは、その人を知る手がかりにもなり、興味を深める糸口にもなります。この時間をきっかけに好きな曲が増えたり、新しい曲を知ることができます。音楽が取り持つ縁のような感じと言えます。

感想音楽教室に参加してみた自身の行動の振り返りになります。言葉で伝えることで、対人関係の基礎を築きます。次回のリクエスト曲もこの時に伺います。どんな曲が出てくるのか、私の知っている曲なのか知らない曲なのか、いつもこの瞬間がドキドキします。自身の主張や思いを出せる場所という安心感のもと、皆さんが一言ずつ表現してくださる言葉はとても嬉しいです。

新しい音楽との出会いは、新しい世界を広げると思います。もちろん多くの方が参加しますので、自分の好みではない曲が出たりすることもあります。しかし、好きじゃないと思う曲でも、この音楽教室でこのメンバーと一緒に体験した時間だからこそ受け入れることが出来るかもしれない、と思うこともあるかもしれません。音楽を通して、少しずつ広げていける何かを一緒に見つけていくことができればと思っています。

個人的な話ですが、私は沖縄出身で蛇皮線（サンシンとも言います）を演奏する機会が多くあります。「目の前で見たのは初めてです！」という皆さんの声に乗せられて、最近は毎回何かしらの曲を披露させていただいております。『花』『ハイサイおじさん』『島人ぬ宝』『さとうきび畑』などです。実際に蛇の皮の感触を体験したり、聴いたことのない楽器の音を聴くことも刺激になりますので、そういう興味だけでいらっしゃることも嬉しいです。益々のご参加をお待ちしております。

参考文献

・日本音楽療法学会ホームページ　http://www.jmta.jp/
・村井靖児著『音楽療法の基礎』音楽之友社　１９９８年
・久保田牧子著『精神科領域における音楽療法ハンドブック』
　音楽之友社　２００４年

「音楽教室とギター」　窓の会

小林　広樹

音楽教室で桜井先生のピアノに合わせてギターを弾いています小林です。ギターに様々な種類がありますが音楽教室では主にアコースティックギター（フォークギターとも呼ばれる）を使用しています。音楽教室に私が来るようになってから二年ほど経ちますが、毎回、参加者の方々より「よかった」といい感想を頂けていることが私の活力となっています。そして、毎回楽しんでもらうためにちょっとした工夫をしています。一番わかりやすいのがギターの種類を替えて演奏しています。

主に歌の伴奏をするときにはアコースティックギターを使っています。アコースティックギターの弦はスティール弦（鉄の弦）で、ストロークと呼ばれるピックを使ってギターの弦をかき鳴らす奏法にとてもマッチするギターなんですね。なので、歌の伴奏にぴったりなんです。

もう一つは、クラシックギター（ガットギター）と呼ばれるギターを使っています。クラシックギターは弦がナイロン（昔はガット）でできていて、アコースティックギターに比べるととても柔らかくて暖かい音がします。クラシックギターはどのような曲に合うかというと、先日、音楽教室で演奏致しましたが「禁じられた遊び」のようなメロディーと伴奏をギター一本で演奏する曲で使います。アコースティックギターのイメージはピックを使い、ストロークでかき鳴らす感じで、クラシックギターは指でやさしく弾く感じでしょうか。クラシックギターは基本的に指引きと決まっていますが、例外があります。それは、演歌の場合はギターがメロディーを弾く時にピックを使って弾くことがあります。ギター一本で弾く曲ではなくて、他の伴奏者がいるときにはこのような弾き方をするとギターのメロディーが際立つので、こういう風に弾いたりもします。

なんとなくですがギターについて説明してみました、音楽は文章でするものではないので音楽教室や演奏会などで実際に体感してもらうのが一番ですので、今後の音楽教室ではさらに音楽を楽しめるように工夫していきたいと思います。皆さん、また音楽教室でお会いしましょう。

プロフィール
小林広樹
日本大学芸術学部　音楽学科　作曲理論コース卒業
現在は恵友学園非常勤音楽講師、音楽療法士見習い、なんちゃってギタートリオ「The 3 Opinions」の若手ギタリストとして活躍中。

心の健康相談
お気軽にどうぞ！

心の病の問題について気軽に

電話または面接にお出かけください

現代はストレスの社会です。“心の病”は誰がかかっても不思議ではないといわれています。人間関係のつまづき、家庭内のトラブル、出社拒否、気分の沈滞、意欲低下、ひきこもり、暴力、自傷行為、不潔恐怖、受診拒否、服薬中断などの“心の病”やデイケア、地域作業所、年金、障害手帳などの“リハビリや福祉制度”に関しても幅広く相談をお受けします。

一人で悩まずにご相談ください

相談は無料、秘密は厳守します

◇日時：毎週月・金曜日（除く祝祭日）　　１０：００～１６：００
◇電話：０４４－８１３－４５５５
◇場所：高津区久本３－６－２２　ちどり（地域福祉施設）内
◇主催団体：ＮＰＯ法人あやめ会（川崎市精神保健福祉家族会連合会）
あやめ会会員の有志が相談技能研修を受けて相談員となり、
家族の立場にたった対応を心がけています。

編集後記

昨年に続き、今年の夏も猛暑続き、毎日熱中症のニュースが報道される中、台風１５号１６号の置き土産か、北よりの風が続き過ごしやすくはなりましたが、猛暑のあと涼しさと秋雨前線の影響で雨続き、夏から秋にかけて野菜の値が上がり、いつになったら財布の中身を気にせずに買い物ができる日が来るのやら、早く安定した気候になり、暮らしやすい日がくるのやら。

広報　桧垣